

○文部科学省令第四十三号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、技術士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月八日

文部科学大臣 萩生田光一

技術士法施行規則の一部を改正する省令

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

六 申請者が技術士登録簿への記載を希望するときは、その資質向上の取組状況

様式第七及び様式第七の二を次のように改める。

様式第七（第十六条関係）

技 術 士 登 録 簿

登 録 番 号	登 録 年 月 日	氏 名	生 年 月 日	第 二 次 試 験 合 格 年 月	第 二 次 試 験 の 技 術 部 門 の 名 称	自らの業務を営むときの事務所		他に勤務するときの事務所		登 録 向 上 の 取 組 状 況	備 考
						名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		

技 術 士 登 録 簿

登録番号	登録年月日	氏名	生年月日	技術士法第1項の技術士に該当する者として認められた年月	技術士法第1項の技術士に該当する者として認められた名称	自ら業務を営むときの事務所		他に勤務するときの事務所		資質向上の取組状況	備考
						名称	所在地	名称	所在地		

附 則

この省令は、公布の日から施行する。